

留萌中北部5町村地域連携に関する協定書

平成29年4月

苫前町・羽幌町・初山別村・遠別町・天塩町

留萌中北部5町村地域連携に関する協定書

苦前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町（以下「留萌中北部5町村」という。）は、市町村連携地域の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、留萌中北部5町村が、圏域自治体同士の相互補完と役割分担による連携を図りながら、地方創生に資する取組みの推進を図るとともに、地域活性化に努め、持続可能な地域として発展していくため、市町村連携地域の形成に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 留萌中北部5町村は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携し、又は協力するものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 留萌中北部5町村が取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容及び留萌中北部5町村の役割は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）

（事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 留萌中北部5町村は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 留萌中北部5町村は、前条に規定する取組を推進するために必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

なお、前条に規定する取組は幹事町村を遠別町とし、必要な経費は遠別町で集約し事務の執行を行うものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度、留萌中北部5町村が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定を変更する場合は、留萌中北部5町村が協議の上、これを定めるものとする。

（協定の解消）

第6条 この協定を解消しようとする場合は、留萌中北部5町村による協議により合意を得るものとする。

（定めのない事項等の処理）

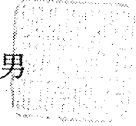
第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じた場合は、留萌中北部5町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、留萌中北部5町村が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年4月24日

苦前町

苦前町長 森 利 男



羽幌町

羽幌町長 駒 井 久 晃



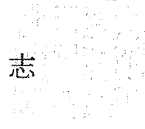
初山別村

初山別村長 宮 本 憲 幸



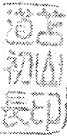
遠別町

遠別町長 笹 川 洸 志



天塩町

天塩町長 浅 田 弘 隆



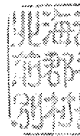
別表第1 (第3条関係)

生活機能の強化に係る政策分野

1 産業振興

(1) 広域観光の推進

| 取組内容 | 構成町村の役割 |
|--|---|
| <p>5町村が有する自然環境・豊富な農林水産物・文化・人材等の地域資源を最大限に活用することで、留萌中北部地域として魅力的な着地型観光の展開を進め、圏域外からの観光入込数の増加と経済の域内循環による地域活性化を目指すこととする。</p> | <p>【幹事町の役割】</p> <ul style="list-style-type: none">・全体調整及び総合窓口は遠別町とする。・民間事業者、各町村及び関係団体との企画調整等総合業務・各町村における重点施策や各種情報の集約業務 <p>【幹事町村以外の役割】</p> <ul style="list-style-type: none">・圏域連携による広域観光のプロモーション活動の実施・民間事業者、各町村及び関係団体との企画調整業務・各町村における重点施策や各種情報の共有 |



別表第2 (第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 移住促進

(1) 移住PRの促進

| 取組内容 | 構成町村の役割 |
|---|--|
| <p>本地域においては、各町村がそれぞれ単独で移住プロモーション施策等の取組を推進してきたところであるが、各町の知名度の低さ及びPR不足などにより、大きな効果が得られていない状況にある。</p> <p>今後、人口減少の抑制や交流人口の拡大を図るためには、首都圏等での知名度の向上が重要であり、留萌中北部の連携による総合的な広域戦略づくりを展開していく必要がある。</p> <p>そして、この取組を契機に、留萌中北部5町村としても、さらなる発展のために、今後、より一層、企画担当課をはじめとした町全体としての連携を深めていくこととする。</p> | <p>【幹事町の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体調整及び総合窓口は遠別町とする。 ・民間事業者、各町村及び関係団体との企画調整等総合業務 ・各町村における重点施策や各種情報の集約業務 <p>【幹事町村以外の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域連携による移住事業等のプロモーション活動の実施 ・民間事業者、各町村及び関係団体との企画調整業務 ・各町村における重点施策や各種情報の共有 |

2 職員交流

(1) 行政職員の育成

| 取組内容 | 構成町村の役割 |
|--|---|
| <p>地方分権の流れのなか、行政に対する要望や期待は質・量ともに高まり、複雑多様化かつ高度化する行政需要に的確に 대응していくためには、職員一人ひとりの能力を伸ばしていくことが不可欠とされる。</p> <p>このような状況下で、職員研修の重要性が従来に増して大きくなっており、5町村の職員間による課題等を共有し連携を深めていくことで、人口減少下においても、今後もより良い行政サービスを持続的に提供するために、職員研修が必要とされることである。</p> <p>本事業により、外部講師を活用した研修や多様な行政サービスに的確に対応するため、専門性の高い研修を行うなど研修事業の充実を図っていくこととする。</p> | <p>【幹事町の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体調整及び総合窓口は遠別町とする。 ・研修テーマ、講師の選定・依頼、各町との総合調整 <p>【幹事町村以外の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会への参加派遣、各種情報の共有等の業務 |

